

今月の内容

- ◆ 令和7年10月1日より
健康保険の扶養認定要件が変わります
- ◆ 9月より、新しい「標準報酬月額」が適用されます
- ◆ 10月3日より「最低賃金」が変わります

令和7年10月1日より

健康保険の扶養認定要件が変わります

令和7年10月1日より、19歳から22歳までの方について、健康保険の扶養認定における収入要件が以下のように変わります。

《扶養認定の変更内容》

対象者
(扶養される方)

19歳から22歳までの方（配偶者は除く）

【注】扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。

収入要件

令和7年9月30日まで

年間収入 130 万円未満

令和7年10月1日より

年間収入 **150 万円未満**

- ・収入要件変更の対象者は、学生であるか否かを問いません。



- ・10月1日以降に扶養の手続きを行う場合であっても、9月30日以前に遡って扶養認定する場合の収入要件は、年間収入130万円未満です。



9月より、新しい「標準報酬月額」が適用されます

7月に提出した「算定基礎届」により、令和7年度の標準報酬月額が決定されました。新しい標準報酬月額は、9月から適用されます。

○「標準報酬月額」とは

- ・標準報酬月額とは、社会保険加入者が受ける報酬月額（各種手当を含む）を、いくつかの区切りのよい幅（等級）で区分した“仮の報酬月額”のことです。
- ・標準報酬月額を基にして、社会保険料、健康保険の給付金、厚生年金額が決まります。

- * 新しい標準報酬月額は、日本年金機構や健康保険組合から交付される「被保険者標準報酬決定通知書」で確認することができます。
- * 9月に決定された標準報酬月額に基づく社会保険料は、10月に支給する給与から控除することになります。



10月3日より「最低賃金」が変わります

令和7年10月3日より、東京都最低賃金は次の金額となります。

時間額 **1,226円**

改定前：1,163円（63円UP）

- ★ 東京都内の事業所においては、上記の最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。（パート・アルバイト・嘱託等に対しても、上記の最低賃金が適用されます。）
- ★ 定額残業代を支給している場合、定額残業代は最低賃金の対象に含まれないことにご留意ください。（下記2.②③参照）

【近県の最低賃金】◆神奈川 **1,225円** 改定前 1,162円（63円UP） R7.10.4～
◆埼玉 **1,141円** 改定前 1,078円（63円UP） R7.11.1～
◆千葉 **1,140円** 改定前 1,076円（64円UP） R7.10.3～

1. 最低賃金制度とは

- ・最低賃金制度とは、働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。
- ・仮に、労働者が最低賃金額より低額の賃金を承諾したとしても、使用者は最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

2. 最低賃金の対象となる賃金、ならない賃金

- ・最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限られます。次の賃金は最低賃金の対象に含まれません。

【最低賃金の対象に含まれない賃金】

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 所定時間外や休日の労働に対して支払われる賃金（残業手当、休日手当など）
- ③ 深夜労働に対して支払われる賃金のうち、深夜割増部分の賃金（深夜割増手当など）
- ④ 臨時に支払われる賃金（結婚祝金など）
- ⑤ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

3. 実際の賃金が最低賃金額以上であるかのチェック方法

- ・実際に支払われる賃金が最低賃金額以上であるかどうかをチェックするときは、以下の方法で比較してください。（実際の賃金額については、上記2.もご参照ください。）

◆時給制の場合：時間給 $\geq$ 最低賃金額
◆日給制の場合：日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額
◆月給制の場合：月給 $\div$ 1か月の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額

* あおぞらスタッフだよ！ *

私はお酒が好きで、特にレモンサワーをよく飲みます。今までは缶チューハイばかりでしたが、最近ふと思い立って、生のレモンを買って自分でレモンサワーを作ってみました。レモンをぎゅっと搾るだけで香りや酸味が引き立ち、お店で飲むような味わいが感じられます。次はレモン以外の果物に挑戦してみたり、お家飲みをますます楽しんでいきたいと思います。 [内]

